

平成20年10月29日から  
平成20年10月29日まで

標 茶 町 議 会  
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 平成20年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

### 第 1 号（10月29日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第61号 農業用施設取得の変更について	6
議案第62号 財産の取得について	8
議案第63号 平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算	11
閉議の宣告	14
閉会の宣告	14

平成20年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成20年10月29日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第61号 農業用施設取得の変更について
- 第 5 議案第62号 財産の取得について
- 第 6 議案第63号 平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員（16名）

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 1 番 田 中 進 君    | 2 番 黒 沼 俊 幸 君             |
| 3 番 越 善 徹 君    | 4 番 伊 藤 淳 一 君             |
| 5 番 菊 地 誠 道 君  | 6 番 後 藤 勲 君               |
| 7 番 林 博 君      | 8 番 小野寺 典 男 君（午前10時30分遅参） |
| 9 番 末 柄 薫 君    | 10 番 館 田 賢 治 君            |
| 11 番 深 見 迪 君   | 12 番 田 中 敏 文 君            |
| 13 番 川 村 多美男 君 | 14 番 小 林 浩 君              |
| 15 番 平 川 昌 昭 君 | 16 番 鈴 木 裕 美 君            |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |           |
|---------|-----------|
| 町 長     | 池 田 裕 二 君 |
| 副 町 長   | 及 川 直 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 玉 手 美 男 君 |
| 企画財政課長  | 森 山 豊 君   |
| 住 民 課 長 | 妹 尾 昌 之 君 |
| 農 林 課 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 水 道 課 長 | 妹 尾 茂 樹 君 |
| やすらぎ園長  | 山 澤 正 宏 君 |
| 教 育 長   | 吉 原 平 君   |

○職務のため出席した事務局職員

平成20年標茶町議会第2回臨時会会議録

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成20年標茶町議会第2回臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。  
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長から  
15番・平川君、 1番・田中進君、 2番・黒沼君  
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を議題といたします。  
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。  
町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、始めに本臨時会の招集理由についてでございますが、畜産担い手育成総合整備事業に係る農業用施設取得の変更一件、やすらぎ園特殊入浴装置購入に係る財産の取得一件及び平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算一件の合計三件について議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の三件について補足させていただきます。

最初に標茶町総合防災訓練についてであります。

去る、9月28日に実施いたしました標茶町総合防災訓練についてご報告いたします。

近年、大地震や、異常気象と思われる大雨や洪水等が全国各地で発生しております。本町においてもいつ起こるかわからないこれらの災害や林野火災に対処すべく防災訓練を実施したところあります。

町が防災訓練を開始して、今年で三年目となりますが、訓練会場を農業者トレーニングセンターと同センター駐車場に移行して、大型で強い台風の接近による大雨で、釧路川がはんらんする恐れがあり、洪水警報が発表されたことを想定しまして、住民避難訓練や水防訓練の実施をしたほか、林野火災の発生に伴う消火班による消火訓練を、標茶町総合防災訓練として実施したところあります。

訓練内容としましては、先ず洪水対策として、洪水警報発表による災害対策本部の設置、関係機関への要請や警戒出動、住民に対する避難勧告及び一時避難所から避難施設への人員のバス輸送、要援護者の輸送、避難施設のトレーニングセンター内での町内会ごとの地区割り、炊き出し、AEDによる救護作業などを実施いたしました。また、釧路川堤防越水対策及び住宅地への浸水防止のため、積み土のう工法等による水防訓練を消防署員、団員、役場職員を始め、今年、協定いたしました災害時に対応する町災害対策土木協議会会員によります水防訓練を実施したところあります。

さらに、林野火災を想定してのジェットシューターによる消火班による実施訓練を行ったところです。

訓練当日は、標茶市街各町内会を始め、消防後援会、標茶消友会、女性防火クラブ、赤十字奉仕団、災害対策土木協議会、釧路開発建設部、標茶消防団、標茶消防署等の各関係機関のご協力をいただき、およそ四百名の参加で実施いたしましたが、標茶訓練会場のほかに、塘路地域自主防災組織によりまして塘路会場では、八十名の参加のもと防災訓練が行われ、また、阿歴内地区では、地元の酪農祭が行われた中、防災訓練を意識した防災ゲームが行われるなど、各地域において災害時に備えた訓練等が行われたことは、訓練とはいえ、本町にとって非常に意義深いものと考えております。

今後は、できる限り訓練地域の拡大を目指して、住民の生命と財産を守り安全、安心の町づくりのため、防災への取り組みをさらに充実してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、ご参加いただきました多くの町民、関係機関の皆様方に感謝を申し上げ報告とさせていただきます。

続きまして、在沖繩米軍による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についてであ

ります。

先般、北海道防衛局より、平成20年度における沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の矢白別演習場での分散実施について通知がありましたので、その内容並びに対応についてご報告申し上げます。

本年度の矢白別演習場における射撃訓練は、11月20日から12月3日までの14日間のうち10日間実施され、人員約260名、車両約50両、155ミリ榴弾砲六門により行われます。

これを受け、町では昨日、住民生活の安定確保を図ることを目的に「標茶町米海兵隊実弾射撃訓練対策本部」を設置し、情報の確認、関係機関との連絡調整などを行い、万全を期しているところであります。

また、北海道並びに関係四町で構成する「矢白別演習場関係機関連絡会議」として、在沖縄米軍の訓練が固定化されないこと、夜間訓練の自粛、規律維持等の申し入れを行う予定となっております。

なお、今回の訓練に係る住民への情報提供につきましては、広報しべちゃ11月号並びに農家ファックスにより行ってまいります。最終的な米海兵隊撤収まで、その動向を注視し適宜対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、「札幌・標茶ふるさと会」についてであります。

去る10月10日「札幌・標茶ふるさと会」が開催されましたので、その結果についてご報告申し上げます。

平成元年に設立されました「札幌・標茶ふるさと会」は本年20周年を迎え、それを記念する節目の開催ともなり、会員62名、標茶町からの参加者22名、計84名により総会、記念事業、懇親会が行われました。

会の中では、標茶町の近況報告、標茶高校の状況報告、物産販売などが行われ、また、ふるさと標茶町の思い出話、提案なども話され、和気あいあいの雰囲気の中終了したところであります。

一方、総会において、実施された会存続に係るアンケート結果、役員の高齢化等により、今後、若い人たちの手で新たな組織が生まれることを願いつつ、会の解散提案が提出され、了承されたところであります。

町といたしましては、これまで本町の応援団としてご尽力いただきました「札幌・標茶ふるさと会」が解散することはきわめて残念であります。会としての決定でありますのでその意向は尊重したいと考えております。

しかし、今回の参加者の中には若い年代の方の参加もあり、また、アンケートの回答の中にも「やっと出られるようになった」というご意見もありましたし、参加された町民からも再開を望む声が上がっていたのも事実であります。

ふるさと会としての組織は解散となっても、皆さんのふるさとへの想いは永遠であると考えますので、そういった方々の想いを大事に、感謝しながら、今後、町として何らかの対応を求められた場合には必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理

解を賜りたいと思います。

以上で、今臨時会に当たっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎ 議案第61号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。議案第61号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第61号の提案趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、今年度から事業開始された、財団法人北海道農業開発公社を事業主体に実施しております、畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る事業開始から完了までの間の農業用施設取得の変更でございます。

まずは、説明資料を添付しておりますのでお聞きください。

添付資料1ページに、虹別地区の農業用施設取得にかかる事業計画について、左側に当初計画を、右側に変更後計画を表示してございます。

今回の変更は、右側下から二番目の表にある容量1,600m<sup>3</sup>のバンカーサイロを追加するものです。

それでは、以下内容についてご説明申し上げます。

農業用施設取得の変更について

平成20年6月18日議決の畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る農業用施設の取得について、次のように変更する。というもので、

「1 取得の農業用施設の名称及び数量、家畜保護施設整備、畜舎3棟、搾乳舎3棟、バルククーラー5基、ミルクパーラー1基、クラウトゲート1式、ミキサーフィーダー2台、除糞機2台、ロータリーパーラー2基、搾乳ロボット4台、自動給餌機1台農機具等導入、モアコンディショナー1台、ハーベスタ1台」を

「1 取得の農業用施設の名称及び数量、家畜保護施設整備 畜舎3棟、搾乳舎3棟、バルククーラー5基、ミルクパーラー1基、クラウトゲート1式、ミキサーフィーダー2台、除糞機2台、ロータリーパーラー2基、搾乳ロボット4台、自動給餌機1台、飼料調整貯蔵施設整備、バンカーサイロ1棟、農機具等導入、モアコンディショナー1台、ハーベスタ1台」に変更する。というものでございます。

以上で、議案第61号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

5番・菊地君。



○5番（菊地誠道君） ただいま、課長のほうから経過説明ありましたが、この資料見ますとですね、全体的な総額は変わらないで、畜舎の1棟を面積を217㎡ですかこれを減らしてその分バンカーサイロのほうにその予算を移したということなんですが、施設の変更といいますか、新たに加えた施設も加えてですね経緯をもう少し詳しくお知らせ願えればと思います。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今の議員からご指摘のあったとおり、総額の方は変更ございません。実は先だって議決いただいた中では金額も出てございますが、今回についてはご指摘のとおり金額の変更がなかったので施設の追加だけに留まってございます。

経過といたしましては、畜舎の方を削ってバンカーサイロを減らしたのではなくて、バンカーサイロの追加はあくまでもバンカーサイロの追加、そして畜舎の方で情勢を見極めながら若干面積が落ちるという予定で総体としての事業費について変更がなかったというものでございます。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） ちょっと今の説明でちょっと理解しがたいんですが、新たな施設バンカーサイロですか増やしたというのは分かるんですが、それと関連して畜舎を減らして金額は限度額を押さえたということ、どう捉えていいのかいまいちちょっと分からないのですが。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

バンカーサイロの新設された方とそれからこの表の中で畜舎の面積が減少している方については同一の方ではございません。違う方ですので、同一農家さんの中で調整したということではなくて、現時点での計画の中でそういう結果になってしまったということですのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は原案可決されました。

◎議案第62号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。議案第62号を議題といたします

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

やすらぎ園長・山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君）（登壇） 議案第62号の提案趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

本案の財産取得の趣旨については、現在やすらぎ園で使用しています特殊入浴装置機器について平成元年に現在購入したものでありますが、修理不能となったことから購入するのがあります。

なお、財産取得に関わる予算については平成20年9月の第3回定例会において平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算の議決を頂いております。

内容についてご説明いたします。

議案第62号、財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

1 財産の種類及び名称、やすらぎ園特殊入浴装置購入、車いす・ストレッチャー対応型浴槽1台、低床式電動ストレッチャー2台、ブロー担架2台

2 取得価格、8,925,000円

3 取得の相手方、釧路市豊川町10番2号、株式会社メルプ代表取締役佐藤安教

なお、指名業者の状況については別冊の説明資料をご覧いただと思いますが、株式会社メルプ、ユニカミノルタヘルスケア株式会社、株式会社常光釧路営業所、株式会社ムトウ釧路支店、株式会社竹山釧路支店の5社です。入札の執行日は平成20年10月20日です。納入期限については平成21年1月31日であります。予定価格は960万円でありました。

以上で、議案第62号の提案の趣旨及び内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） これ平成9年に更新したということで、この種の入浴装置というのは耐用年数はどのくらい平均的に見られているのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） やすらぎ園長・山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） だいたい15年程度というふうに伺っております。

○議長（鈴木裕美君） 12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 修理不能になってから予算付けがあつての入札という形の中で、どのくらい使用できなかった期間がもしあつたならやはり即できたのかと思いますけどもお聞きしておきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） やすらぎ園長・山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。今年の8月頃から本格的に故障が本格的になりました。現在の使用状況なんですけど、不具合を起こしておりますのは気泡装置がついておりますが、その気泡装置のモーターが完全に修理不能というような状況になっておまして、現在はその気泡を使わない形でお風呂には入っていただいている状況にいま現在はあります。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 補正の9月には福祉基金の繰出ということで今説明ございましたので、ただ今回特殊入浴装置ということで、平成元年の今の質問の中でもお答えを頂きましたが、ただ特殊入浴この機械の購入についてはほとんど町外業者さんに選定されました。物品購入等につきましては一応町内業者さんも参入されているかなど。その辺の経過というのは特殊入浴装置というこの購入に当たってそういう選定をされたのかなど、もしくはたとえば特殊ですから普通のものについての扱いとの違いとかいろいろあるかと思うんですが、そういった経過っていうのはまずお伺いしたいなと思っております。

○議長（鈴木裕美君） やすらぎ園長・山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

今回の考え方といたしましては、まず納入するに当たって施工工事が伴うというのが一点ございますので施工工事がまずできるという要件と、もう一点は、納入後の不具合が生じた際には速やかにその修理をしていただくというようなことでのメンテナンス面での対応の迅速さ、そういった部分も二点一応重要要件とを考慮今回の5社となった次第であります。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） たとえばですね、工事が伴う、そしてアフター例えば以後のメンテナンスそういうことについてはだいたい理解をしておりますが、こういう機械購入、例えば福祉工具とか用具については例えば日進月歩のごとくものすごく改良されて非常に供給の市場というのは広がって来ているし、今後もそういう機会が多いのではないかと思いますね。ですからなるべくそういう機会というのは地元が参入できるような呼びかけ、お互いに供給される側も努力してやってですね、機会を与えるというんですか、つくると言うことについてね、やっぱり考えていくべきでないか、そのことはですね例えばせつかくそういう大きい施設があるわけですからそういった点についてね今後の課題っていうこともあろうと思うんですがね、その辺のこと見解を伺いたいと思います。

それと今回の基金の繰出しのなかで結果的には入札行為で行いまして約70万ほどの余

剰が出ましたね。その扱い、今回余剰が出たということは基金に戻すということになるんでしょうか。補正が出てませんでしたので、その辺の考え方をまとめて聞いておきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

指名業者の考え方でありますけれども、基本的には町内でまかなえるものについては町内で対処したいというのは町といたしましての基本的な考え方であります。たまたまこの種の部分については日ごろから情報提供しながら町内業者の方々に努力をお願いをしているところでありますけれども、結果としては先ほど園長のほうから説明しましたように、いわゆる条件的な問題ともう一つはこういう機器の納入業者の登録の問題とがございますので一応それを結果としては考慮したうえで指名をさせてもらったということでありまして、今回の指名にあたって除外をするという概念にはありませんことをぜひご理解頂きたいなというふうに思います。なお、引き続き町内業者の方々にこういった業務を担当していただけるよう努力されるよう引き続き情報提供含めてやっていきたいと思っておりますし、また町内業者の方にも営業の努力も日ごろからお願いしてございますけれども、引き続きこれも要請してまいりたいと思っております。

それから基金の取り扱いでありますけれども、ご案内のように福祉基金の支消をして財源としてございまして、予定される額に至りませんでしたのでしかるべき時期に基金への繰戻しも考えてまいりたいなと思っております。ただ、先ほど園長からもありましたようにやすらぎ園のいろいろ整備の中で備品等の整備の中で、若干急を要する等のものが無いわけではありませんので、その辺も精査したうえで年度内に整備をしたいなあとと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号は原案可決されました。

◎ 議案第63号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。 議案第63号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第63号、平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算の提案趣旨並びに内容について説明いたします。

本補正予算は、水源の変更に伴うもので現在使用しております多和配水地が平成13年度に実施された地籍調査により町有地からずれ隣接する民地にあることが判明いたしました。現在行っている水源変更に伴い立木の補償が必要が生じたために行うものでございます。

以下、内容について説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）

第1条（総則） 平成20年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条（業務の予定量） 平成20年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科目）の（5）主要な建設改良事業の水源変更事業について事業費711千円を増額し事業費を160,711千円とする。

第3条（資本的収入及び支出） 予算第4条本文括弧が書中「81,389千円は減債積立金6,439千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,830千円及び過年度分損益勘定留保資金66,120千円」を「82,100千円は減債積立金6,439千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,830千円及び過年度分損益勘定留保資金66,831千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）の支出、第1款資本的支出は711千円を増額し192,950千円に、第2項建設改良費で711千円を増額し186,511千円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算説明書

資本的収入及び支出でございますが1款2項3目水源変更費711千円を増額し160,711千円、3節補償金で補償費として711千円増額するものでございます。

3 ページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業会計資金計画（補正）

補正部分のみで説明いたします。

受入資金ですが、6. 前年度繰越金10,776千円を増額し180,936千円とし、受入資金は10,776千円を増額し389,664千円でございます。

次に支払資金ですが、4. 建設改良費711千円を増額し186,511千円に、5. 前年度前受金返済669千円を減額し831千円に、6. 前年度未払金返済601千円を減額し99千円に、7.

前年度預り金返済3千円を減額し47千円に。従いまして支払資金の合計では562千円を減額し263,305千円でございます。

差引では11,338千円を増額し126,359千円でございます。

次のページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）

資産の部。

1. 固定資産でございますが、(1) 有形固定資産は、イ土地からへ建設仮勘定までの有形固定資産合計で515,137千円。(2) 無形固定資産は、イ施設利用権で無形固定資産合計は6,959千円、固定資産合計は補正前より714千円増の522,096千円でございます。

2. 流動資産、(1) 現金預金、126,359千円、(2) 未収金、13,271千円、流動資産合計では139,630千円、よって資産合計では、補正前より12,586千円増の661,726千円でございます。

次のページをお開きください。

負債の部。

固定負債は(1) 引当金、イ修繕引当金で固定負債合計は補正前と同じ30,197千円でございます。

4. 流動負債は(1) 一時借入金から(4) その他流動負債までの流動負債合計は1,550千円。よって、負債合計は補正前と同じ31,747千円でございます。

5. 資本金は(1) 自己資本金195,561千円、(2) 借入資本金は、イ企業債とロー一般会計借入金で合計344,786千円、よって資本金合計は補正前と同じ540,347千円でございます。

6. 剰余金は(1) 資本剰余金の、イ受贈財産評価額と、ロその他資本金剰余金で40,057千円、(2) 利益剰余金は、イ減債積立金37,575千円、ロ利益積立金12,000千円ハ当年度未処理分利益剰余金ゼロで利益剰余金合計は49,575千円、よって剰余金合計は補正前より12,586千円増の89,632千円、資本合計では補正前より12,586千円増の629,979千円、従いまして負債資本合計は補正前より12,586千円増の661,726千円でございます。

2ページをお開きください。

平成20年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画

これにつきましては、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第63号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

第1条、総則から第3条、資本的収入及び支出まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・舘田君。

○10番（舘田賢治君） まず資本的収入、支出の欄から聞いておきたいと思っておりますけれど

も、ここに出てきてます消費税及び地方消費税資本的収支の調整額883万というのは、当初予算にもでてそこで聞けばよかったのかと思いますけれども、これはどこから持ってきたかという建設改良費の中に入っている消費税だというふうに理解していればいいんですね。それまずちょっと確認しておきたいなと思います。

それからですね71万1,000円の補正でありますけれども、平成21年の3月31日までですねこの中でですね今課長ご説明したとおりですね最終的には1,258万6,000円の数字になるんですが、それで減債とですねそれから減債資金のほうに最終的には積立、いわゆる繰越金1,170万もふっくるめてですねいっておりますが、未収金50何万出てきてますけれどもこの想定は50何万というのはどんな考え方から未収金が増えているのか、増えてますよね。流動資産のところ。50万から増えているんですがどんな考え方なのか、1,100何万の方は課長がご説明したとおりで分かります。

それから貸借対照表の中ですねいわゆる固定資産から流動資産までのやつを見てくださいとちょっと2円か3円違ってきているんですよ。最終的にはここではですね1,258万3,000円くらいなるのかなと。固定資産と流動資産を足すと。そうすると中身をですね見てみたらあくまでも来年の3月31日までのやつですから、いつどこでどんなことを整理されるのかありますから、それはそれでいいなと思うんですがこの数字の違いが出てきております。これをどのような考え方でいるのか、この3点についてお聞きをしておきたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 1点目の消費税の関係につきましては議員のおっしゃるとおりでございます。それと2点目の1,200、減債。

失礼いたしました。

先に貸借対照表ですね、数字の違いにつきましては補正を組むにあたりまして再度積み上げをしてっております。その場合に1円単位でもってやっているものを、千円単位にまとめておりますのでその端数の処理の関係でこのような数字となっております。

固定資産の関係で、未収金につきましては未収金ということでございますので最終的に貸借対照表のなかで収入と支出と合わせるっていう関係で予算作成上このような数字が出来たということをご理解を頂きたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） そういうことでもいいのかな。それでですね、課長が今言われたいわゆる決算時においては3月の予算上に上がってきているとおりで。確定した後、課長の言ったようなことでその数字が上下すると思うんです。その上下した数字が今言われたとおりで結構なんです、だいたいこれやっぱり処理をしなければならいわけですよね。だから近々されるのかどんな考え方でこの処理をするのかなと、これも合わせてお聞きしておきたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

今、議員ご質問のようにこの補正予算を組むにあたりましては、当初予算というのは来年3月31日の予定の貸借対照表というものでもって組み立てております。今回、補正を組むにあたりましては昨日ありました決算が出ておりますので、決算の額を使ってやっております。ですから3ページの資金計画につきましては、既決予定額というのは予算でありますけれども、補正予定額というのは決算との差額で計上させていただいております。最終的に端数処理の関係につきましては、また来年度決算をする時点で行うということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号は原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

#### ◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、平成20年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午前10時45分閉会）



以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 15番 平川昌昭

署名議員 1番 田中進

署名議員 2番 黒沼俊幸